

評価業務規程

株式会社都市建築確認センター

代表取締役記入押印	本 田 實 印
-----------	---------

評価業務規程

目次

第1章 総則

第1条	(趣旨)	1
第2条	(基本方針)	1
第3条	(評価等の業務を行う時間及び休日)	1
第4条	(事務所の所在地)	1
第5条	(評価等の業務を行う区域)	1
第6条	(評価等の業務を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)	1

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

第7条	(設計住宅性能評価の申請)	2
第8条	(長期使用構造等確認の申請)	2
第9条	(設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)	3
第10条	(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)	3
第11条	(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)	5
第12条	(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)	5
第13条	(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)	5
第14条	(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)	6
第15条	(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)	6

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

第16条	(建設住宅性能評価の申請)	7
第17条	(長期使用構造等確認の申請)	8
第18条	(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)	8
第19条	(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)	8
第20条	(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)	10
第21条	(建設住宅の検査)	10
第22条	(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)	11
第23条	(建設工事の変更)	11
第24条	(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)	11
第25条	(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)	12

第4章 評価員等

第26条	(評価員の選任)	12
------	----------	----

第27条	(評価員の解任).....	13
第28条	(評価員の配置).....	13
第29条	(評価員の教育).....	13
第30条	(評価等の業務の実施及び管理の体制)	13
第31条	(評価員等の身分証明証の携帯)	13
第32条	(秘密保持義務)	14
第5章	評価料金等	
第33条	(評価料金の収納)	14
第34条	(評価料金等を減額するための要件)	14
第35条	(評価料金等を増額するための要件)	15
第36条	(評価料金の返還)	15
第37条	(検査に係る出張費)	15
第38条	(負担金の納付).....	15
第6章	雑則	
第39条	(登録の区分等の掲示等).....	15
第40条	(評価業務規程等の公開)	15
第41条	(財務諸表の備付け)	15
第42条	(財務諸表等に係る閲覧等の請求)	15
第43条	(帳簿及び書類の保存).....	16
第44条	(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)	16
第45条	(電子情報処理組織に係る情報の保護)	17
第46条	(評価等の業務に関する公正の確保)	17
第47条	(損害賠償保険への加入)	17
第48条	(事前相談)	17
附則		18
別表1		19
別表2		20

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社都市建築確認センター（以下「建確センター」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第6条の2第3項文は第4項に規定する確認、（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価等の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 評価等の業務の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 8月14日から8月16日までの日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 評価等の業務を行う時間及び休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に建確センターと申請者との間において評価等の業務を行うための日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 評価等の業務の主たる事務所の所在地は、
東京都文京区湯島1丁目9番地15号とする。

(評価等の業務を行う区域)

第5条 評価業務を行う区域は、次のとおりとする。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第6条 建確センターは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価等の業務について、住宅の品質の確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号から第3号までに定める区分に係る評価等の業

務を行うものとする。

- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務のうち全ての住宅に係るものを行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、建確センターに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- （1）施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - （2）平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - （3）特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（建確センターが当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、建確センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする（ただし、建確センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）。
 - 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（当機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

（長期使用構造等確認の申請）

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- （1）施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - （2）令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）に掲げる図書のうち変更

係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを２部提出しなければならないものとする。ただし、法第６条の２第４項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする（ただし、建確センターにおいて直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、長期使用構造等確認書又は法第６条の２第４項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。）。

- ３ 前条第３項の規定は、前２項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

- 第９条 施行規則第７条の３に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第７条の２第１項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約）

- 第１０条 建確センターは、前条の設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項について審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- （１）申請に係る住宅が、第６条第１項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- （２）設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- （３）設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- （４）設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- ２ 建確センターは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

- ３ 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、建確センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

- ４ 建確センターは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書（別記様式６）を交付する。この場合、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

- ５ 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

- （１）設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- （２）申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、建確センターの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を建確センターに提供しなければならないこと。
- （３）評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - （ａ）評価料金の額に関すること。
 - （ｂ）評価料金の支払期日に関すること。

- (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他建確センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、建確センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、建確センターが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の建確センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 建確センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 建確センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「別記様式6」を「別記様式6－2」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第 11 条 建確センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに「都市建築確認センター業務マニュアル」及び「長期使用構造等確認マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者（以下「評価補助員」という。）は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、建確センターは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しない。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ）

第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書（別記様式 2）を建確センターに提出する。

- 2 前項の場合においては、建確センターは、設計住宅性能評価を中止し、提出された設計評価提出図書を申請者に返却する。ただし、第 14 条第 4 項による電子申請の場合、電子データを削除することで返却とみなす。
- 3 前 2 項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

（設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更）

第 13 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について建確センターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、建確センターが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付）

第 14 条 建確センターは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書（別記様式 1）を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他建確センターに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
- 3 建確センターは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。なお、第7条第3項による電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）がされた場合における設計住宅性能評価書、第15条で規定する書面又は前項の図書の交付については、電子交付とする。
- 5 前4項（ただし、第1項（3）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「別表1」とあるのは「別表2」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第4条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

（長期使用構造等に係る軽微変更該当証明）

第15条 第8条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第7条第4号に規定する軽微な変更（以下この条において単に「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当証明を依頼する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

- 第 16 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、建確センターに対し、次の各号（建確センターにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、（2）を除く。）に掲げる 図書を 2 部提出しなければならないものとする。
- （1）施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - （2）設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し（ 建確センターにおいて直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価 又はその写しを除く。）
 - （3）施工状況報告書の様式
 - （4）建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 3 項又は第 4 項）の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 5 条第 1 項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、建確センターに対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする（ただし、建確センターにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価又はその写しを除く。）。
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、建確センターに対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。
- （1）施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - （2）方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - （3）住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - （4）評価方法基準第 4 の 3 （1）イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - （5）評価方法基準第 4 の 3 （1）ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号ロ（1）若しくはハ（2）に掲げる書類（建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評に要したものに限る。）又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第 2 項及び前項に掲げる図書が整っていない場合であっても、建確センターに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第 1 項から第 3 項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず図書の提出は 1 部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第 17 条 長期使用構造等確認(既存住宅に係るものに限る。第 18 条を除き、以下この章において同じ。)を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

(1) 施行規則第 7 条の 2 第 1 項に規定する長期使用構造等確認申請書

(2) 令和 3 年国土交通省告示第 1366 号第 1 から第 3 までに定める図書

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする。ただし、法第 6 条の 2 第 4 項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。

3 前条第 5 項の規定は、前 2 項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第 18 条 施行規則第 7 条の 3 に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認(建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。)の申請については、施行規則第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第 19 条 建確センターは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項について審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

(1) 申請に係る住宅が、第 6 条 1 項に定める評価の業務を行う範囲に該当することであること。

(2) 形式上の不備がないこと。

(3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。

(4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 建確センターは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、建確センターは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 建確センターは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書(別記様式 7、同様式 8)を交付する。この場合、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当

該性能表示事項に関する事項

- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、建確センターの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を建確センターに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、建確センターの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他建確センターに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを建確センターに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、建確センターに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、建確センターが行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の建確センターに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 建確センターは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 建確センターが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証

するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第20条 建確センターは、法、これに基づく命令及び告示並びに都市建築確認センター業務マニュアルに従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価補助員は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、建確センターは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第21条 申請者は、建確センターに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を文書により通知しなければならないものとする。

- 2 建確センターは、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を建確センターに提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

- 5 建確センターは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第22条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書(別記様式4、同様式10)を建確センターに提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、建確センターは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価申請関係図書を申請者に返却する。ただし、第24条第4項による電子申請の場合、電子データを削除することで返却とみなす。

- 3 前2項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第23条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について建確センターに通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、建確センターが変更の内容が大規模であると認めるときは申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第24条 建確センターは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書(別記様式3)を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項(国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項)の検査済証が交付されてないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他建確センターに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。

- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第14条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 建確センターは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い申請者に対してその旨を通知する。
 - 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。なお、第16条第5項による電子申請がされた場合における建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、電子交付とする。
 - 5 前4項(ただし、第1項(3)及び(4)を除く。)の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第5号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができる場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第26条 建確センターの代表取締役(以下単に「代表者」という。)は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任できるものとする。
 - 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制移行前の指定講習機関を含む)において、既存住宅に係る住

宅性能評価に関する講習の課程を終了した者のうちから選任するものとする。

- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

第 27 条 代表者は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第 28 条 代表者は、評価等の業務を実施させるため、評価員を 2 名以上置く。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければならない。
- 3 建確センターは、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第 29 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年に 1 回以上、建確センターの行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 30 条 評価等の業務に従事する職員を、第 28 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、2 名以上配置する。

- 2 建確センターは、法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に、住宅性能評価部長を 1 名 任命し、配置する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、別に定める要領に基づく内部監査を実施するなど、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証明証の携帯)

第 31 条 評価業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の証明書の様式は、別記様式 5 及び同 5 の 2 による。

(秘密保持義務)

第 32 条 建確センターの役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第 33 条 申請者は、別表に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第 34 条 評価料金等は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。（減額幅は別表：評価料金等取扱基準による）

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（建確センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（建確センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 4 項）の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法第 7 条の 4 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 23 項及び同法第 18 条第 32 号）の検査の申請を行うとき。
- (5) 1 カ月以内に、4 回以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できると建確センターが判断したとき。
- (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できると建確センターが判断したとき。
- (7) あらかじめ建確センターが定める日又は期間内に住宅性能評価の申請を行ったとき。
- (8) 住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づく適合証明業務を行うとき。
- (9) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるなど、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。

(10) あらかじめ建確センターの代表者が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。

(11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

(評価料金等を増額するための要件)

第 35 条 評価料金等は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 申請者の依頼により短期間にて評価等の業務を実施するとき。(増額率上限 50%)

(2) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認審査中に、申請者の依頼その他の事由で再審査が必要となったとき。(増額率上限 100%)

(3) 前各号に定めるもののほか、別表 2 以下に定める評価料金等に含まれない業務を実施しなければならないとき。(増額率上限 100%)

(評価料金等の返還)

第 36 条 納入された評価料金等は返還しない。ただし、建確センターの責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(検査に係る出張費)

第 37 条 建設評価の業務を実施するため、評価員等が出張する場合は、交通費の実費を請求することができる。

(負担金の納付)

第 38 条 建確センターは、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑 則

(登録の区分等の掲示等)

第 39 条 建確センターは、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した建確センターのホームページ（【<https://www.t-kkc.jp/>】）において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 40 条 建確センターは、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 41 条 建確センターは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所に備えておくものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 42 条 利害関係人は次の各号に掲げる事項について閲覧又は謄写等の請求をすることができる。ただし、閲覧の時間は、建確センターの営業日であつて、午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分までとする。

謄写等の請求は、次の各号に定める手数料を支払わなければならない。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の謄写にあつては 1 枚、40 円とする。
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求については、1 件当たり、200 円とする。
- (3) 財務諸表等が電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像画に表示する方法により表示したものの謄写にあつては、1 枚、40 円とする。
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるもののうち、建確センターが定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求については次のとおりとする。
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものとする。
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法については、一件当たり、200 円とする。
 - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 43 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 44 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実にあり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 45 条 建確センターは、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 46 条 建確センターの代表者、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 建確センターの代表者、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

- 3 建確センターの代表者、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価等の業務を行う場合に限る）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（１）、（２）、（３）、または（４）に掲げる業務を行った場合

- 4 評価員又は建確センターの役員若しくは職員以外の者は、評価等の業務に従事してはならない。

- 5 前４項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 47 条 建確センターは、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金 が年間 5, 0 0 0 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 48 条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、建確センターに相談をすることができる。この場合においては、建確センターは、誠実かつ公正に対応

するものとする。

- 2 建確センターが、設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請より以前に、前項の相談に応じた場合は、その相談料を請求することができる。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

改訂：平成27年6月1日

改訂：令和2年3月27日

改訂：令和3年1月1日

改訂：令和3年2月10日

改訂：令和3年3月8日

改訂：令和4年2月20日

改訂：令和4年10月1日

改訂：令和6年4月1日

改訂：令和7年4月1日

別表1 住宅性能評価交付番号

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表わすものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目 155：建確センターの機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）

4～5桁目 01：本社

6～9桁目 西暦

10桁目	1：設計住宅性能評価
	2：建設住宅性能評価（新築住宅）
	3：建設住宅性能評価（既存住宅）
	4：設計住宅性能評価とあわせて長期確認
	5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認

11桁目	1：一戸建ての住宅
	2：共同住宅等

12～16桁目 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表2 長期使用構造等確認交付番号（軽微変更該当証明含む）

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表わすものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目 155：建確センターの機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）

4～5桁目 01：本社

6～9桁目 西暦

10桁目 1：新築
 2：増築・改築
 3：建築行為なし）

11桁目 1：一戸建ての住宅
 2：共同住宅等

12～16桁目 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）